

いじめ防止基本方針

大仙市立藤木小学校

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に甚大な影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、一人一人の児童を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共通理解し共有する。いじめはどんな学校でもどんな学級でも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・即時対応に全教職員で取り組む。

2. いじめ未然防止について

(1) 学級経営の充実

- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したりアンケート結果を生かしたりして、児童の実態を把握し、いじめが起きない学級経営に努める。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や生命尊重の精神、思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・心理検査結果の考察と対応策を考え職員研修で共通理解を図る。
- ・定期的なアンケートの実施と教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・外部機関との連携を図り教育相談や指導の充実に努める。
- ・毎月の児童を語る会を活用し、全教職員による共有化を図る。